

管対協セミナー 2011

10月23日(日)

第3回 建物管理セミナー

～ 誰がする？専有部分の設備改修工事 ～

<会場略図>

専有部分の管理は、その専有部分の区分所有者が行うもの、というのが従来の考え方でした。しかし、給水設備の改修工事などでは、管理組合が専有部分の工事を行う例が増えています。

その理由は、平成9年の国交省標準管理規約の改正によって、『専有部分の配管・配線は共用部分と一体的管理するのが合理的である』との認識が示されたことが大きく影響しているからです。

今後ますます増えることが予想される専有部分の改修工事に管理組合はどのように対応していくべきかを提案していきます。多数のご来場をお待ちしています。



日時：2011年10月23日(日)

午後1:30～4:30

会場：ラポール京都(京都労働者総合会館)
4階 第1会議室

<アクセス>

阪急電車・「西院」駅より四條通を東へ徒歩5分
市バス・「四條御前」バス停より徒歩1分

京都市中京区壬生仙念町30-2 電話 075-801-5311

テーマ：専有部分の修繕工事は誰がするべきか？

1) 講演：専有部分の修繕工事標準仕様書

講師：小田修彦(管対協建物コンサルタント)

2) 講演：専有部分修繕工事に関する管理規約上の対応

講師：谷垣千秋(管対協代表幹事)

3) 意見交換・情報交換

資料代：500円

主催：NPO法人 京滋マンション管理対策協議会

TEL：075-351-7421 FAX：075-371-1564

共催：NPO法人 マンションセンター京都

参加申込：お電話で申し込んでいただくか、添付の申込用紙を管対協事務局あてFAXしていただきますようお願いします。